

避難行動要支援者名簿のお手続きの流れ

例年7月頃、避難行動要支援者（※1）に該当され、災害対策基本法に基づき市が作成している「避難行動要支援者名簿」に登録された方に通知をお送りしています。

※1 三鷹市内にお住まいで、災害時に自ら避難することが困難で、支援を要する方です。

（対象者データの抽出は、例年6月1日に行っています。）

いざという時のために！



三鷹市防災キャラクター「じじよまる」

平常時からの個人情報提供に同意される方

「避難行動要支援者情報提供同意書」（青色）を返送してください。

表面記入箇所

- ・「1 登録する本人情報」
代理の場合は、代理人情報も記入

裏面記入箇所

- ・「2 緊急時の連絡先」
- ・「3 地域支援者」

注：2、3については、空欄でも結構です。

平常時からの個人情報提供に同意しない方

返送は不要です。

期限までに提出がなかった場合は同意しないとみなされ、平常時は、避難支援等関係者（※2）に個人情報は提供されません。

ただし、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を保護するために特に必要ときは、避難支援等関係者に個人情報が提供される場合があります。

郵送提出

返信用封筒に入れ、封をして、切手を貼らずにポストに投函してください。



同意書は、受領後1か月以内にご提出ください。

※今回返送がなかった方に対しては、今後3年に一度程度、意向の確認をさせていただきます。

名簿に反映

ご提出いただいた内容を基に、平常時からの個人情報の提供に関する同意・不同意を名簿に反映します。

名簿内容は、個人情報の保護を最優先にしつつ、管理を効率的に実施するため、電子計算組織に記録します。

名簿の提供

平常時から避難支援等関係者（※2）に個人情報が提供されます。避難支援等関係者は、提供を受けた個人情報を適正に管理し、災害時の円滑な避難支援や平常時の見守り活動等に役立てます。

実際の名簿提供時期は、次年度の4月ごろになります（期限までに提出いただいた場合）。

※2 避難支援等関係者：

地域防災計画に定める関係団体（例：三鷹警察署、消防関係組織、民生・児童委員、町会・自治会・マンション管理組合、三鷹市社会福祉協議会、地域包括支援センター等）

◎お問合せ先◎ 三鷹市 健康福祉部 地域福祉課 地域ケア推進係
電話 0422-29-9235（土・日・祝日を除く 8:30~17:00）